

計量行政審議会（平成28年度第1回）

議事録

日時：平成28年5月20日（金曜日） 10時00分～11時45分

場所：経済産業省本館17階第1特別会議室

議題：

1. 計量行政審議会の開催趣旨について
2. 計量制度見直しの論点について
3. 今後の審議の進め方について
4. その他

[配布資料]

- 資料1 計量行政審議会の開催趣旨について
計量行政審議会に対する諮問について（別紙）
- 資料2 計量制度見直しの論点について
- 資料2参考 計量制度の概要（参考）
- 資料3 今後の審議の進め方について

[配布資料（参考資料）]

- 参考資料1 委員名簿
- 参考資料2 「計量制度に関する課題検討会」報告書（平成28年3月）

出席者

[会長]

内山田 竹志 トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長

[委員]

一村 信吾 国立大学法人名古屋大学イノベーション戦略室長・教授

大谷 進 日本電気計器検定所 理事長

小野 晃 国立研究開発法人産業技術総合研究所 特別顧問

葛西 光子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 監事

河村 真紀子 主婦連合会 事務局長

黒田 道子 東京工科大学 名誉教授

小林 憲明 一般財団法人日本品質保証機構 理事長

高増 潔 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻 教授

松村 徹 一般社団法人日本環境測定分析協会 副会長

(敬称略、五十音順)

○三浦計量行政室長　それでは、定刻より少し前ではございますけれども、委員の皆様方全員おそろいでございますので、ただいまから平成28年度第1回計量行政審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます経済産業省計量行政室長の三浦でございます。よろしくお願いたします。

まず本審議会の開催に当たりまして、井上宏司産業技術環境局長よりご挨拶申し上げます。

○井上産業技術環境局長　経済産業省産業技術環境局長の井上でございます。本日は大変お忙しい中をお集まりいただきまして、感謝申し上げます。

皆様方、ご案内のとおり、計量制度、これは日本の国民の生活、それから経済、産業における取引の信頼性を支える、ある意味、産業や社会の根幹を担う制度でございます。そういうことで、随分昔から重要な制度として整備をされているわけでございますけれども、一方で、技術革新といったような新しい動きにどう対応していくかということも重要でございます。

実は、計量法の改正を施行したのは平成5年が最後でありまして、それから相当時間もたっています。この間、技術革新が大きく進みましたし、計量を取り巻く社会の環境も大きく変化をしているという状況がございます。特にインターネットの普及によって、消費者の方々、あるいは産業の現場といったような、あらゆる場面で環境が大きく変化をしております、計量に対する影響というのかなり大きいものがあると考えてございます。

また新しい動きとしては、平成12年の地方分権一括法によって、計量法における地方自治体の事務が自治事務に変わりまして、地方自治体の裁量がより大きくなったというような動きもございました。さらに行政全体の動きとしましては、民でできることは民でということで、官から民へといった民間開放の、できる分野については行っていくといったような動きも出てまいりました。

こういう中で、計量の制度、あるいは運用について、見直しに対する期待というのが高まりをみせております。この審議会の事務局を務めさせていただいております私どもの局のほうで、この間のいろいろな動きをみて、計量の制度や運用について検討が必要となるような課題は何かということはある程度網羅的に検討をしてみまいりました。その結果、例えば民間の高い技術力をどう、より有効に活用した仕組みにしていくのかといった論点でありますとか、新しく出てまいりました、先ほど申し上げましたような通信技術を含めた、

その技術にどうタイムリーに対応していくべきかといったような論点など、この計量制度の見直しについて、ここで改めて真摯に検討すべき論点が多々あるというように認識をしてございまして、この計量行政審議会——実は10年ぶりの開催でございますけれども——を開催し、皆様にご審議をいただくということにさせていただいたわけでございます。

事務局からは、先ほど申し上げましたような、ある程度網羅的に勉強もしてまいりましたので、そうした論点をご紹介させていただきながら、こういった点を中心にご議論をいただければと思っております。内山田会長のもと、この審議会におきまして、皆様方の活発なご意見を賜ればと存じます。

きょう、私はこの後、国会に出なければいけないものですから、一時中座させていただいて、答弁が終わりましたらまた戻ってまいりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。どうもありがとうございました。

○三浦計量行政室長　　続きまして、計量行政審議会会長の内山田竹志トヨタ自動車株式会社代表取締役会長よりご挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

○内山田会長　　皆様、おはようございます。ただいまご紹介いただきました、当審議会の会長を務めさせていただいておりますトヨタ自動車の内山田でございます。よろしく願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、きょう、お集まりいただきまして、ありがとうございました。私は平成25年の11月から当審議会の会長を拝命しているのですが、これまでに審議会会長としていろいろなイベントに出て、そこにお集まりになっている皆さんとか、あるいは計量の我が国におけるポジションとか、そういうものを目の当たりにさせていただきました。私自身、実はトヨタ自動車で、自分のキャリアとしては、一番長いのが実験のエンジニアですので、そういうことから自分自身の仕事の中でも、この計量の大切さとか、いろいろな物事の一番もとになっている、再現性を担保している、あるいは性能を担保している計量の重要性というのは重々知っていたつもりではございますが、今申しましたように、いろいろな関連の行事に参加させていただくことによって、実際に計量の運用をやっている現場の話とか、あるいはそれを成り立たせている計測器メーカーさんの取り組みとか、いろいろなものをみさせていただきました。

このたび、林幹雄経済産業大臣から、まさに今、井上局長のお話にあったとおりなのですが、我々の技術だとか、研究だとか、生産産業とか、そういうものを取り巻く環境がものすごく変化をしてくれています。しかも急速に進歩しているということがありま

して、計量にかかわる運用だとか中身について、見直しをしていきたいという諮問がございました。今、いろいろな検討を既にさせていただいているわけですが、そういうものにつきまして中期的な目線から、ぜひ委員の皆様には、我が国の計量の仕組み、あるいは運用がどのようにあるべきかということをご議論いただきたいと思います。

大変お忙しい中ですが、この答申を出すまでは、これは先ほど申しましたように、国の中期的な取り組みのもとになると思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それにしても、私もびっくりしたのは、25年に審議会の会長になってから、いつまでたっても審議会が行われないものですから、どうなっているのかなと思ったら、これが10年ぶりの開催ということで、逆にいうと10年ぶりの、かなりの大仕事ということでもございます。計量法に至っては平成5年以来ですので、もっと長い期間なのですが、当審議会としては10年ぶりということですので、ぜひよろしく、闊達なご議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○三浦計量行政室長　ご挨拶いただきまして、ありがとうございます。

本日は、審議会開催に必要な定足数を満たしておりまして、この審議会は計量法施行規則第110条第1項の規定に基づいて成立していることをご報告いたします。なお、写真撮影につきましては、議事に入る前とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、メインテーブルの皆様におかれましては、お手元に配付しております iPad にて資料をご用意しております。また、マイクを使って発言をしていただくこととなりますので、お手元のマイクの「発言」ボタンを押した後に発言していただきますようお願いいたします。

続きまして、委員の紹介を進めさせていただきます。なお、本日は大友宮城県地域婦人団体連絡協議会会長、また小野田電気事業連合会専務理事、金澤慶應義塾大学薬学部教授、中村日本工作機械工業会副会長におかれましては、所用により欠席となっております。

では、一村委員より順にご紹介いたしますので、それぞれ一言ずつご挨拶いただければと思います。

一村名古屋大学イノベーション戦略室長・教授、お願いします。

○一村委員　名古屋大学の一村です。よろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長　続きまして、大谷日本電気計器検定所理事長。

○大谷委員　日電検の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

○三浦計量行政室長　続きまして、小野産業技術総合研究所特別顧問。

○小野委員 小野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○三浦計量行政室長 続きまして、葛西日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会監事。

○葛西委員 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の葛西と申します。消費者相談のほうの担当でございますので、その辺の視点からお話しさせていただきたいと思っております。

○三浦計量行政室長 続きまして、河村主婦連合会事務局長、お願ひします。

○河村委員 主婦連合会の河村でございます。消費者団体の立場から意見を述べたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○三浦計量行政室長 続きまして、黒田東京工科大学名誉教授、お願ひいたします。

○黒田委員 東京工科大学の黒田でございます。電磁波関係の研究をずっとやっております。また、総務省でも国際標準化とか、アンテナの校正について、関係する会議に出させていただいておりますので、この経験がお役に立てればというように思っております。よろしくお願ひいたします。

○三浦計量行政室長 続きまして、小林日本品質保証機構理事長、お願ひいたします。

○小林委員 日本品質保証機構の小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私ども、唯一の指定検定機関になっておりまして、論点で取り上げられておりますけれども、今までのいろいろな経験等を踏まえてご意見を申し上げさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○三浦計量行政室長 続きまして、高増東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授、お願ひします。

○高増委員 東京大学の高増でございます。私、きょうの参考資料の2にあります「計量制度に関する課題検討会」の座長を務めさせていただきました。その結果も踏まえて、いろいろ議論したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○三浦計量行政室長 最後に、松村日本環境測定分析協会副会長、お願ひいたします。

○松村委員 松村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。日環協と申しまして、環境計量を扱う団体の協会でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○三浦計量行政室長 ありがとうございます。

ただいまから議事に入りますので、恐れ入りますが写真撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、以降の議事進行は内山田会長にお願いいたします。

○内山田会長　それでは、議事に入らせていただきます。皆様のご協力を得まして、効率的に審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

あわせて、本審議会の議事の運営について説明をさせていただきます。本審議会の議事、配付資料、議事録は原則公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、配付資料の確認に入ります。事務局からよろしくお願い致します。

○三浦計量行政室長　では、委員の皆様、i P a dにて各自ご参照をお願いいたします。

「議事次第」のところをタッチしていただくと、左上に「完了」というのがありますので、この「完了」を一旦押していただくと資料のメニューが出てくると思います。資料1、計量行政審議会の開催趣旨諮問。資料2、計量制度の見直しの論点。資料2の参考、計量制度の概要でございます。こちらのほうはお手元に紙でも配付してございます。資料3、今後の審議の進め方。参考資料1、計量行政審議会委員名簿。参考資料2、「計量制度に関する課題検討会」報告書でございます。

○内山田会長　ありがとうございました。

それでは、議題1の計量行政審議会の開催趣旨に入りたいと思います。まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○三浦計量行政室長　資料1「計量行政審議会の開催趣旨について」をごらんいただけますでしょうか。

1. 計量行政審議会の開催の経緯でございます。計量制度は取引の信頼性を確保することで、安心・安全の基盤として機能してございます。こうした中、技術の進展でありますとかニーズの多様化、計量行政を取り巻く状況が変化しておりまして、この変化に的確に対応した計量法の執行が求められてございます。今般、今後の計量法の施行のあり方について意見を示すべく、計量行政審議会に対する諮問が行われたところでございます。

2. 計量法の施行のあり方についての意見でございます。これはあらかじめ計量制度に関する課題の検討がなされて整理されてございます。この整理された課題も含めまして、計量制度が抱えるさまざまな課題につきまして、早急に見直すべき点でありますとか、中長期的に検討すべき点についてご意見をいただきたいと存じます。

3. 会議及び結果の取り扱いでございますけれども、この審議会及び議事録については原則として公開することとしてございます。また審議の結果につきましては、答申として公表する予定でございます。

次のページに行っていただきますと、諮問をお付けしてございまして、真ん中のところ、諮問内容につきましては、「昨今の技術の進展、計量行政を取り巻く社会環境の変化に的確に対応する観点から、今後の計量法の施行のあり方について意見を示されたい」という内容でございます。

以上でございます。

○内山田会長　ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたが、この資料1につきまして、ご質問とかご意見がございましたら、よろしく願いたします。——よろしいですか。

<質問・意見なし>

それでは、資料2の「計量制度の見直しの論点について」につきまして、同じく事務局から説明をお願いいたします。

○三浦計量行政室長　続きまして、資料2「計量制度の見直しの論点について」を説明させていただきます。i P a dをごらんいただけますでしょうか。

1ページ目に、この論点の3つの視点が書かれてございます。1つ目の視点でございますけれども、民間事業者の参入の促進でございます。これは適正計量の信頼性を確保するということを前提にいたしまして、高い技術力を有する民間の製造事業者でありますとか試験所、こういったものの参入、あるいは計量士の活用を促進するための見直しの検討という視点でございます。

視点の2は、技術革新、あるいは社会的環境変化への対応でございまして、昨今の技術革新を踏まえまして、特定計量器の技術基準の見直しでありますとか、新たな規制の導入、こういったものを図るべきではないかという視点でございます。

視点の3が規制範囲及び規定事項等の再整理・明確化でございます。平成5年の計量法改正以降20年以上たつてございまして、その間、規定が不明確になったり、再整理が必要なものがございますので、こうした細かい点も含めまして、措置をしていこうということでございます。

次のページ以降は、視点ごとに論点を記載してございます。

3ページ目をあけていただけますでしょうか。民間参入の促進ということで、まず論点1でございますけれども、計量器の開発の効率化（型式承認における試験成績書の受け入れ）という論点でございます。

お手元に紙でお配りしております資料2の参考の4ページ目をあけていただけますでし

ようか。この4ページ目の資料の上の見出しのすぐ下の四角で囲ってあるところをごらんいただきますと、特定計量器は検定・検査の技術基準に合格して、証印が付されたものでなければ使用できないということになってございます。この技術基準というのが2つございまして、1つは構造基準というものでございます。性能、耐久性、あるいは必要な表記事項がちゃんと備わっているかどうかというのが構造基準でございます。もう1つは、計量器が許容誤差の範囲内におさまるような精度が出ているかどうかという器差の検査、この2つでございます。

その下の図をみていただきますと、左側半分が製造事業者への規制ということになっていまして、一番左側、製造事業者は通常、ちょっと右の緑色の四角で囲っておりますけれども、型式試験という試験にトライをして、この試験に合格をしたものを世の中に出すということになってございまして、この型式試験が構造基準を合格しているかどうかをみるということでございます。この型式試験の実施者は青い四角に書いてございますけれども、産業技術総合研究所と指定検定機関、この2つがやっております。

i P a dのほうの論点1の記載のところに戻っていただきたいのですが、今、計量器は電子化でありますとか情報化、こういった技術革新が進展しておりまして、メーカーの開発コストが上昇しております。一方で、型式承認試験を実施している産総研のほうのコストも増大しているという状況でございます。こうした中、技術力のあるメーカーにおきましては、開発段階から十分な試験を実施しておりまして、この型式承認試験と重複している部分も多いものですから、海外におきましては、メーカーが実施した試験成績書を型式承認試験に受け入れるということが一般的になってございます。このため、日本におきましても、この型式承認試験の中にメーカー自身が行った試験でありますとか、第三者機関が行った試験、こういったものの試験成績書を受け入れることを可能にすれば、開発コストが下がるとともに、開発のリードタイムが短縮できるのではないかとというのが論点でございます。

一方で、この試験成績書の信頼性を確保できるのかとか、どういうチェックをしていくのかといったところが具体的な課題になるということでございます。

次の論点2でございますけれども、国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進でございます。こちら、先ほどの参考の4ページ目をみていただきますと、型式承認を受けたものは、真ん中あたりなのですけれども、検定を受けることになっております。型式をとれば構造基準を満たしたことになりますので、一般的にはもう1つ

の基準であります器差の検定のみを行っておりまして、こちらの実施主体が都道府県ということになってございます。もう1つ、指定検定機関もできるのですが、計量器全数検査をして、市場に出すということを認めている、そういう状況にございます。

i P a dの論点に戻っていただきますと、民間で唯一検定ができる指定検定機関の指定要件というのは、構造検査と器差検定の両方を実施できるということが条件になっておりまして、今現在指定されているのは1法人、日本品質保証機構のみでございます。計量器のユーザーは全国におりますので、器差検定のみをできるような指定検定機関を認める、こういった指定要件の緩和をいたしますと、計量器のユーザーの利便性が非常に増すのではないかとございます。一方で、器差検定を実施している都道府県の業務の補完をするという効果も期待できるわけでございます。ただし、この検定の公正・公平・独立性、こういったものをいかに確保するかといったような話でありますとか、型式承認試験の影響がないかどうか、こういったことが具体的な課題になってくるわけでございます。

論点の3でございまして、自主的に検定することが認められる指定製造事業者を指定する際のISO9001の活用ということで、こちら先ほどの参考の4ページ目をごらんになっていただきますと、真ん中あたりに検定の欄がございます。品質管理が十分できると認められた事業者におきましては、みずからが検査をしまして、基準に合格した計量器は、自らが基準適合証印というのを貼って出荷することができると、そういうことになってございます。

論点3のところに戻っていただきますと、この指定製造事業者の指定基準のうち、品質管理基準というのはISO9002を基礎としてございますが、その後、ISO9002はISO9001に統合改訂されておりますので、この品質管理基準をISO9001の認証結果を活用できるようにすると、事業者の負担が減るとございまして。

次の4ページ目をめくっていただきますと、論点の4、計量士の確保、育成ということでございます。これは参考の4ページ目と5ページ目になるのですが、まず4ページ目をみていただきますと、右側半分が計量器の使用者への義務でございまして、はかりの使用者は、定期的に、具体的には2年に1回になるのですが、定期検査を受けなくてはならないということになっております。この定期検査の実施主体が一番上、都道府県でありますとか特定市、指定定期検査機関という、青で囲ったところが原則行うのですが、この定期検査機関の代替といたしまして、真ん中にあります、資格をもった計量士が代検査をして、合否を判定することができるようになってございます。

次のページをみていただきますと、計量士の登録要件というのがございまして、計量士になるには大きく2つ、国家試験のコースと資格認定コースとございます。1つ目は、計量士の国家試験に合格して1年間の実務経験を経るという、その条件をクリアすると、計量士として登録でき、活動できるというコースとございます。もう1つは産総研の計量教習を受講いたしまして、一般計量士であればさらに5年の実務経験、環境計量士であれば2年の実務経験が必要になるわけとございまして、この要件を満たした者だけが計量士として活動できると、そういう制度になってございます。

i P a dのほうの論点4に戻っていただきますと、この一般計量士の登録人数というのが減少している中、将来、計量士の確保が困難になる可能性がございまして。このため、計量士として登録する際に義務づけている実務経験の期間を短縮するなどによって、登録の要件を緩和すべきではないかというのが論点4のまず1つとございます。

一方で、要件を緩和するだけでは、計量士の技能の問題が出てきますので、(2)のところにありますけれども、定期的に資格を更新する制度を導入するとか、あるいは技術研修を定期的実施することなどによりまして、計量士の技量を確保するということが必要ではないかという論点とございます。これは法律で義務づける必要があるのか、あるいは団体等によって自主的な取り組みで実効性が上がるのではないかとといったところが具体的な論点になるということとございます。

次の論点5とございますが、計量器のユーザーが計量器を自主管理できる適正計量管理事業所制度というのがありますけれども、この要件の見直しということで、こちらに配付した紙の資料の4ページ目をあけていただきますと、真ん中よりちょっと下、出荷後のところにはかりの定期検査の代替として一番下、適正計量管理事業所に指定された事業所、具体的にはスーパーとか百貨店というのがこれに当たるのですが、こういった事業所につきましては、みずからが定期検査をやることのできる、そういう仕組みになってございます。

2枚、資料をめくっていただいて、6ページ目のところに適正計量管理事業所制度が簡単に書かれておりますけれども、真ん中の四角のところとございます。適正計量管理事業所の主な指定要件ということで、この3つの要件を満たせば適正計量管理事業所として指定されまして、右側にあります、この標識をお店等で表示することができると、そういう仕組みになってございます。

i P a dの論点5のところに戻っていただきたいのですが、四角の中とございます。

計量管理事業所に指定されることのメリットは、先ほども申し上げましたとおり、はかりの定期検査の免除などがございますが、このメリットに比べまして、事業所の指定を維持するコストが大きいということで、最近はこの指定の返上等がみられるということがございます。このため、このコストを減らすために、ISOの9001でありますとかISO10012といったものを活用しまして、こういったISOをとってれば、資格要件を満たすものとして指定してあげることができるのではないかとというのが論点でございます。

また、この適正計量管理事業所として、もっと消費者にアピールするような、そういった後押しをすべきではないかということがございます。

次の論点6は、基準器と計量標準供給制度の校正計量器の共通化でございまして、こちら、参考の4ページ目をみていただきますと、真ん中の緑の自主検査のところでございますけれども、指定製造事業者は計量器全量を、基準器というものを使って検査をすることが義務づけられているということがございます。

i P a dのほうの論点6に戻っていただきますと、この基準器を使って合否判定を義務づけているわけですが、一方で民間の事業者は、計量標準供給制度という民間の自主的な計量管理の計量器をもっておりまして、例えば分銅などにおきましては、同じ分銅なのですが、基準器として使う分銅とJCS S校正器として使える分銅と2つ、制度としては分かれておりまして、この両方をもっていることがコスト負担の原因になっているということがございます。このため、技術基準が基準器とJCS S校正計量器と同じものであれば、JCS S校正計量器を基準器として使えるようにしてあげるべきではないかというのが論点6でございます。

続きまして、視点の2、技術革新のところでございますけれども、6ページ目、論点7をあけていただけますでしょうか。論点7、スマートメーター化を見据えた特定計量器の構造基準の見直しでございます。

紙でお配りしております参考の7ページ目をあけていただけますでしょうか。表題の上の四角をみていただきますと、計量器というのは、計量する検出部と、その計量結果を表示する表示部が構造上、一体化していることを条件としておりまして、さらに第三者による改ざんを防止するために、検出部と表示部に封印をかけているということになってございます。下のポンチ絵というか、図にあります、左側の現在、これはネットで一部分つながっているところもございますけれども、先ほどの封印はそれぞれ個別のガスメーター、電力メーターごとにかけているという状況でございます。

i P a dの論点7のところに戻っていただきますと、昨今はインターネット接続というものが一般的となっております、それによりまして、より効率的で便利な社会活動といったものが期待されているわけですが、計量器におきまして、ネットワーク上で計量情報でありますとか、計量器の内部のソフトウェアにアクセスして計量管理をするスマートメーター化が今後ますます進展していく可能性があるわけがあります。

一方で、個別の計量器ごとに封印を義務づけていると、そのところの足かせになりかねないという状況でございます。こういった状況は日本だけではなくて、ヨーロッパにおいても同じような状況でございます、国際法定計量機関（O I M L）においても議論はあまり行われてきてございません。したがって、セキュリティ、不正・改ざん防止を確保するというのは大前提でございますけれども、ユーザーの利便性でありますとか計量の信頼性、こういったものを同時に確保できるような技術革新を促しまして、そもそも計量器の構造基準を見直していくといったような必要があるのではないかということでございます。

さらには、この国際的な議論を喚起しまして、日本がイニシアチブをとって、ヨーロッパ、あるいは米国などと国際基準をつくっていくといったようなことをやっていく必要があるのではないかというのが（1）でございます。

（2）でございますけれども、計量器には、I Cタグでありますとか、Q Rコードのシステムというのは導入を義務づけているわけではないのです。検定・検査・修理、こういった実績がどうなっているかというところを今、特に法律上は把握をしておりません、任意の把握になってございます。こういった技術システムを導入することで、そういう履歴などの把握が容易になりますので、そういうことをすべきではないかということでございます。これは規制によって導入すべきなのか、メーカーの自主的な取り組みで十分なのかといったところが具体的な論点になるということでございます。

次の論点8でございますけれども、今は規制対象となっていないのですが、新たに特定計量器として規制をすべきかどうかという論点でございます。

参考の8ページをみていただけますでしょうか。その1つが自動はかりというものでございまして、静止状態ではかる非自動はかりは今、規制対象になっているのですが、全国の工場などの生産ラインには、ここの写真に掲げられているような自動はかりが相当数入っております。これは今、規制対象となっておりません、メーカーの自主管理のもとで計量が行われているという状況でございます。

もう1つ、右側にございます水素燃料計量システム、これは燃料電池自動車が徐々に普及し始めておりますけれども、全国で水素ステーションが100カ所にはまだ至っていないのですが、整備されつつあるという状況にあるということでございます。

i P a dのほうに戻っていただきまして、まず自動はかりでございますけれども、自動計量の精度が向上したことに伴いまして、自動はかりが全国に普及いたしました。欧州では規制対象となっております、O I M L、国際法定計量機関におきましても、技術基準の国際規格が整備されてございます。今、日本国内におきましても、先ほどの4つの自動はかりにつきまして、順次、技術基準であるJ I Sを整備しているところでございます。J I Sは任意ですので強制ではない、そういう技術基準になります。非自動はかりと同様に自動はかりを規制すべきかどうかということでございます。あるいは事業者による自主的取り組みで十分ではないかといったようなことが論点になるわけでございます。

実際、規制を導入するとそれなりのコストがかかるわけなので、規制を導入した場合のコストをどうみるか。あるいは、どのような機種を定期検査、検定の対象にするか。実際に検定、定期検査をやった場合には体制をどうするかといったような具体的な課題が出てくるわけでございます。

水素ディスペンサーのほうは、これは将来的にどこまで普及するかということにかかってくるのではないかとということで、直ちに規制対象にする必要があるとは言い切れないのではないかとところが具体的な論点になるわけでございます。

続きまして、視点の3、規制範囲でありますとか規定事項等の再整理・明確化でございます。論点9、i P a dの8ページ目をあけていただけますでしょうか。論点9は、計量証明事業者に所有を義務づけている機器の見直し、あるいは都道府県による指導の均一化でございます、お配りした紙の参考資料の9ページ目になります。

計量証明事業とは何ぞやというのが表題の下の四角に囲ってございますけれども、大気・水・土壌の濃度など、計量法が定める計量証明を行おうとする事業者は都道府県の指定を受けなくてはいけないということでありまして、この指定を受けた者だけが計量証明書を発行できるということでございます。計量証明事業者は定期的に計量証明検査というものを行わなくてはいけないということになってございまして、右側のところにございますけれども、登録の基準が2つありまして、計量証明検査というものの中身が簡単に記載してございます。

この計量証明事業者は、左側のところをみていただきますと、真ん中に計量証明の依頼

者（工場等）というのがありますけれども、こちらが環境規制を守っているかどうかというのを自らが分析するのではなくて、計量証明事業者に分析を依頼します。計量証明事業者は分析して、規制基準の範囲内になっているかどうかという証明書を発行し、計量証明の依頼者は官公庁とか取引先に、この証明書を提出すると、そういう仕組みでございます。

i P a dの論点のほうに戻っていただきますと、まず（１）でございますけれども、計量法は、計量証明事業者によって事業区分ごとに規定された特定計量器などの設備を所有することを義務づけております。長い年月がたっている間に、この事業形態の専門家でありまして、分業化、あるいは技術の進歩に伴って使用されない機器も出てきておりまして、これも所有しなくてはいけないということに今、なっているものですから、これが事業者の負担になっているということで、こちらのほうの見直しが必要ではないかということです。

あと（２）のところは、都道府県が計量証明事業者の指導をするということになっているのですが、指導内容が都道府県ごとに異なっているということでございまして、したがってこれを均一化するために技術要件の整理でありますとか、ガイドラインを整備すべきではないかというのが（２）でございます。

論点10、計量証明事業者が定期的に受ける計量証明検査の見直しであります。（１）でありますけれども、計量証明検査の事業者負担を軽減するために、こちらにもI S Oの9001でありますとかI S Oの17025、こういったものがございまして、この品質保証体制の認証を活用して、これらを取得していれば、一部、計量証明検査を免除するなどを行えば、事業者の負担が減るのではないかという話です。

（２）でございますけれども、計量証明事業者が所有する特定計量器は、先ほど出てまいりました検定と、これに加えて計量証明検査の両方を受けることを義務づけられております。そうしますと、検査を頻繁に行わなくてはならない、そういったことも制度上は出てきてしまうのですけれども、今は事業者負担を考慮しまして、一定の免除期間を設けて、検定、定期検査の間隔を調整できるようになってございます。この免除期間の運用につきましては都道府県が判断することになっているのですけれども、この判断が都道府県によって異なるということで、これは全国で運用基準を揃えるべきではないかというのが2つ目でございます。

（３）は検査の内容で、計量証明検査の内容が計量器の管理に中心が置かれておりまして、それでは計量証明事業者のチェック機能として甘いのではないかということで、これに加えて、分析をする際の標準物質による校正方法でありますとか、採取した試料の

管理体制がどうなっているか、あるいは組織運営管理体制がどうなっているか、こういった、本来求められるものを加えるべきではないかというのが論点の10でございます。

続きまして論点の11でございますけれども、質量分率と体積分率の明確化と書いてございます。計量証明書を発行する際、今、質量百分率の標準となるべき単位記号というのは%のみとなつてございまして、証明をする際には、wt%とかvol%といった書き分けが必要となっているのですけれども、計量単位は%なので、vol%とかwt%などの表記を認めるべきではないかということでございます。

次、9ページ目です。論点の12、特定計量器修理後の検定までの間の計量器の使用ということで、参考資料の10ページ目をあけていただきますと、計量器の使用者の規制です。これは先ほどと同じ図になるのですが、使用者は2年に1回、はかりの定期検査を受けるわけなのですけれども、この定期検査で不合格になった場合に、当然のことながら修理をして、また使うことになるわけですが、修理してすぐ使えなくて、その後、再検定を行ひまして、検定に合格しないと使えない、そういう仕組みになってございます。

i P a dのほうに戻っていただきますと、修理した特定計量器の使用するというのは、再検定に合格するまでの間、使用できないことになっておりますので、使用者におきましては営業上の支障が出てくると。あるいは製造事業者にとりましても、代替計量器の提供であるとかいうことを求められるという負担がございますので、この間、何らか、使用できるような制度を創設すべきではないかというのが論点12でございます。

論点13が、計量器の修理実施者への修理実績の義務づけということでございます。今、計量法は、修理事業者が特定計量器を修理した場合、修理の証拠というか、そういったものを残すよう義務つけておりません。修理事業者が修理したものに不具合があれば、その特定計量器は当然、製造事業者の方に回ってくるということになるのですけれども、製造事業者もどこの誰が、どんな修理をしたのかということがわからないまま、それをまたさらに自分のところで修理するということになるわけで、この責任関係というものがあまりにも製造事業者の方に寄っているのではないかとということで、修理事業者に対しても何らかの義務付けをすべきではないかというのが論点の13でございます。

論点の14でございますけれども、新たな特定計量器に指定された計量器に対する初回の定期検査の免除期間の統一ということでございます。これまでの計量法の改正で、新たに追加された計量器というのが非自動はかりで幾つかございます。これは、規制された瞬間に検定でありますとか定期検査が義務づけられるわけでございますけれども、それまでの

間、製造された大量の在庫があるわけでございまして、この在庫に対しても一斉に定期検査の義務がかかってしまうと、あまりにも事業者の負担が大きいということで、在庫に対して定期検査を義務づけないようにする、そういう特例措置が設けられてございます。平成5年から20年以上たっておりますので、市場に在庫があるかないかというのはちょっと確認はとれないのですけれども、ないとすると、もうこの特例措置の意義は薄れたので、廃止すべきではないかということでございます。

論点の15は、計量器の販売事業者の遵守事項の追加でございます。これは参考資料の10ページ目にあるのですけれども、ここにある販売事業者というのは、特定計量器を販売する際に、購入者に対して必要な事項を説明しなくてはならないということになってございます。この必要な事項は何かというと、取引・証明に使う場合には定期検査を受けなければいけませんよということを、はかりの購入者に伝える義務が販売事業者にはございます。

それを前提にいたしまして、iPadのほうの論点15に戻っていただきますと、はかりにつきましては地方自治体が定期検査をすることになっておりまして、自治体のはかりの使用者に対して2年に1回、定期検査の前に通知をしまして、それで定期検査を実施しているわけでございます。ところが、この自治体の計量行政職員の減少などによりまして、計量器の把握が困難になっているということでございまして、販売事業者は、最初に売るときに購入者と必ずコンタクトをとりますので、購入者の了解を得た上で自治体のほうに、この購入者の連絡などをするような努力義務を課したらどうかというのが論点の15でございます。

次の10ページに移っていただきまして、論点の16でございます。検定証印・定期検査済証印の年号表記及び表示方法の統一でございまして、こちらも参考資料の10ページ目をみていただきますと、上のほうに、左と右に検定証印と定期検査済証印の写真がありますけれども、数字が書いてあると思います。特に検定証印のところは数字のみが書いてあると思います。

iPadのほうに戻っていただきますと、地方自治体は検定、あるいは定期検査を実施した際は、実施した年号の数字と月を打刻することになってございます。この表記方法は、特に外国メーカーでありますとか、使用者、消費者にわかりにくいと。単に数字だけが表記してあるとわかりにくいということで、元号とか西暦を含む、わかりやすい表記にすべきではないかというのが1つ目でございます。

もう1つは、近年ですとシールを導入している自治体がふえておりまして、わざわざ打

刻なり、そういったものをしなくてもいいのではないかと、そういう要件緩和が論点の(2)でございます。

次の論点17の、商品量目制度の他法令の規制との関係整理でございます。参考資料の11ページ目をあけていただけますでしょうか。商品量目制度というのは、消費生活に関連するとして指定された商品、具体的には四角の中の※のところにありますけれども、食肉、野菜、魚介類、みそ、しょうゆ、酢など29種類を指定してございます。この指定された特定商品を販売する際、販売事業者は量目公差を超えないように計量しなさいという義務がかかってございます。またさらに一部の特定商品につきましては、密封して販売する際は、その内容量がどれぐらいあるかというのを表のパッケージに表記するというのが義務づけられてございます。

右下の表をみていただきますと、特定商品の量目公差の例が書いてありまして、計量法では5グラム以上から規定されております。

一方で他法令の例でございますけれども、左側の四角の一番上にありますが、食品表示法というのがございまして、これは食品を摂取する際の、人に対する安全性を確保するために、加工食品でありますとか生鮮食品、あるいは食品添加物といったようなものを非常に細かく分類しておりまして、その表示を義務づけているという法律でございます。

i P a dの論点17のところに戻っていただきますと、計量法が指定しております特定商品分類と、食品表示法等の商品分類というのは異なっておりますので、この分類を統一するなど、他法令との整合を図るような検討をすべきではないかということです。あるいは、商品量目公差表というのをもっと簡素化すべきではないかということです。ただし、これにつきましては、それぞれの法律の法目的が異なっておりますので、単純に整合化すればいいという話ではないので、その規制体系などについて十分に精査をした上で、本当に整合化でありますとか簡素化を図る必要があるのかどうか、検証が必要だということが具体的な論点でございます。

次の論点18に行っていただきますと、商品量目制度の国際勧告への整合化ということでございまして、計量法では、5グラム未満のところは量目公差を定めておりませんので、何ら規制がかかっていないということになります。一方、O I M Lの国際規格では5グラム未満の量目公差というのは定められておりまして、これに合わせて、日本の量目公差も5グラム未満のものも定めるべきではないかといったような論点でございます。なぜ5グラム未満を定めていないかということ、平成5年のときには、5グラム未満の商品というの

はほとんどなかったわけでごさいます、今ですとコーヒーのスティックシュガーとか、あるいはドレッシングとかマヨネーズみたいなもの、そういった商品が出てきている状況にありますけれども、これを規制して表示を義務づけるべきかどうかというのが論点の18でごさいます。

最後のページ、11ページ目をみていただきますと、論点の19、特殊容器使用商品の追加ということで、参考資料の12ページをあけていただけますでしょうか。表題の下の四角に特殊容器の説明がごさいますけれども、体積計量をするかわりに、ある高さまでその商品を満たした場合は、その内容量が入っているということを認める、そういう制度でごさいます、ビール瓶でありますとか一升瓶というのが特殊容器の典型例でごさいます。

右下の表をみていただきますと、論点19と丸で囲ってある下にビールというのがごさいます、ビールはビール瓶に入れることができる、そういうことになっているのですけれども、論点19のほうに戻っていただきますと、ご案内のとおり、ビール業界では、いわゆる第三のビールとか発泡酒を開発して、今、市場に出ているわけです。これらは厳密にいうとビールではないものですから、ビール瓶に入れることができないということでごさいます、このため、発泡酒とか第三のビールも特殊容器を使用できるようにすべきではないかというのが論点の19でごさいます。

次の論点20、申請者の利便性の向上・手続の効率化でごさいますけれども、これは資料の13ページ目をあけていただきますと、左側に、国、地方自治体などの届出申請のいろいろな規定が書いてごさいます。

論点のところに戻っていただきますと、今、電子申請というのが世の中、認められるようになっておりまして、当然のことながら、計量法も全ての申請について電子申請を認めているわけでごさいますけれども、細かいところで、今は使われていないような電子媒体でしか申請が認められていないというような規定が残ってごさいます。これを今の電子媒体で申請が認められるような規定の整備をすべきではないかというのが論点の20でごさいます。

論点の21でごさいます。最後ですけれども、自治体間が協力していく取り組みの必要性ということでごさいます。参考資料の13ページ目をみていただきますと、地方自治法の252条の14というのがごさいます、これは地方自治法に自治体間、都道府県間でもいいですし、都道府県と市町村の間でもいいのですけれども、それらの間で事務の委託というのが制度上、認められています。あるいは広域連合といったものも仕組みとして今、整っ

ているわけでございますけれども、iPadのところに戻っていただきますと、昨今の行財政改革の流れを受けまして、自治事務化以降、計量行政を実施する地方自治体間の体力差が生じているという現状でございます。このため、自治体単体でやると非効率になってしまいますので、これを複数の自治体が補完・協力していくような取り組みを推進すべきではないかというような論点21でございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○内山田会長 三浦室長、どうもありがとうございました。今回の見直しの全体像と、それから論点について、わかりやすく説明していただいたと思います。

これから皆様にご質問とかご意見を伺いたいのですが、非常に範囲が広がるので、3つの視点というのがありました、その視点ごとに区切って議論をしていきたいと思えます。

そういうことで、まず視点1につきまして、何かご質問とかご意見のあります方はよろしくお願いたします。

○小林委員 特に論点2について、ご意見を申し上げたいと思っております。

私ども日本品質保証機構は、ここに書いてありますように、唯一の指定検定機関ということでございます。そもそもこの制度ができましたのは、昭和48年に計量法の大改正がございまして、当時の公害問題の広がりを受けて、特定計量器の中に――それまでははかりとかが多かったのですけれども、ここにございます騒音計、振動計、濃度計と、こういった環境関係の計量器が追加されました。そのときに、検定とか定期検査の担い手が、やはり従来の都道府県では技術的にいろいろな問題がございまして、それで担い手がないということで私どもが引き受けたという経緯がございまして、以来、環境計量器につきましては、先ほどの資料の中にもございましたように、ユニバーサルサービスが義務付けられておまして、その観点で、現在は全国に私ども、支所がございまして、このための検定車、マイクロバス、大型バス、これが10台ございます。そういうものに機材を積んで、北海道から沖縄県まで全部カバーしているという状況でございます。そのような事業をずっと続けてきておまして、今現在に至っているということでございます。

この審議会でご説明がございましたように、民間の活力を導入することについては、私ども、むしろそれを活用していくのがいいと思っておりますけれども、そのときに二、三、これについて留意すべき点があるかということで申し上げたいと思えます。

まず第1点は、検定というのは国家権力のあらわれとして、合否を即決定するというこ

とで、私どもいろいろな認証制度をやっておりますけれども、その中で一番強力というか、強いものだと理解しております。その裏返しとして、公平性とか、検定をする機関の独立性ということが求められていると考えております。現に計量法におきましても、法律の中にそういう機関の独立性についての記述がございますし、国際的にみてもISOの基準等でそこら辺については非常に厳しい基準が示されております。これが国際標準になっているわけですが、特に今回のものにつきましては、以前、経済産業省のほうで平成18年に検討会がございまして、この議論ができました。そのときに報告書の案というのがございまして、これを適用、実施するに当たっては、ISOの17020の附属書Aというのがございます。これは何が書いてあるかといいますと、題名が「検査機関の独立性に関する要求事項」とございまして、当然でございますけれども、例えばメーカー、修理業者、こういった人が検定を行う場合には、その独立性を確保しろということで、基本的には別法人をつくってやってくださいと。それから人的にも、親会社が製造したものが、その判定に影響を及ぼさないような各種のいろいろな歯止めが書いてございます。今回、民間事業者参入ということでございますけれども、これは時代の流れとしてやむを得ないし、大いに活用すべきだと思っておりますが、やはり検定、それから認証全般、こういうものの公平性、独立性、それから第三者に対する説明性、消費者からみて疑念を抱かれないような制度になっているかということが非常に重要だと思いますので、この点についてご議論されるときに、ISOの、今申し上げた基準、こういったものをぜひご勘案いただければと思います。

それから第2点目でございます。これは指定検定機関の議論についてでございます。今回の議論は、指定検定機関の拡大と申しますか、そういうことでございますけれども、そもそもははかりです。はかりにつきまして、都道府県のほうでずっと事務をやっておりましたけれども、財政問題等々ございまして、それがなかなか担えなくなったと。それで指定検定機関を活用しようというようなことだと思いますけれども、それについては何ら反対するものではございません。ただ、はかりと、さっき申し上げました環境計量器、これは非常に事情が違ってございまして、そこをご斟酌いただきたいということでございます。これが特定計量器の1つのパッケージで全部共通な制度ができてしまいますと、私どもがやっている、先ほど申し上げました検定車を使ったユニバーサルサービス、これが維持できなくなる可能性があります。

検討会の報告等々も拝見しておりますと、例えば都道府県ごととか地域ごとで、こうい

った指定検定機関が出てきますと、私どもの対象は工場とか事業所でございますので、大都市圏にたくさん集中しているわけです。そういうところのみを、そういう指定検定機関が担うことになると、地方にある、遠隔地にあるものについて取り残されてしまうという可能性があります。それは適正な料金をとればいいのですけれども、今は全国一律でやっております、利用者の利便から考えて、遠隔地を高くするとか、経済的な合理性に従ってやるということはしておりません。そのようにクリームスキミングといいますか、いいとこだけをとってしまうというような指定検定機関ができてきますと、全国的なユニバーサルサービスというのが難しくなると考えております。

それからもう1つは器差のみ検定です。これも、はかりについては全く問題ないのですけれども、環境計量器につきましては、実際私ども、型式承認をしておりますが、年間10件ぐらいしか実績がありません。このためには数億かかる投資をしております。そういうことで、私どもは1つの枠で検定と型式承認を運用しておりますので、器差のみ検定の指定検定機関だけが出てくると、そちらのほうの売り上げが減ってしまって、全体の枠組みが維持できなくなるということが考えられます。ということで、私は参入に反対しているわけではございませんけれども、そういう事情があるということをご斟酌の上、議論をしていただければと思います。現実問題として、それで利用者の利便性が下がるなり、それから検定料金が大幅に上がるなり、ということがないように、制度設計をしていただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○内山田会長　　ありがとうございました。

ほかにございますか。小野委員、どうぞ。

○小野委員　　平成5年以来二十数年たったの改正ですので、これだけ多くのいろいろな課題が積み上がってきたのかなということで、私も感慨深くお伺いしたところです。それで、平成5年当時にできていなかったことが今、できているわけです。そういう状況を十分活用していくというのが今回の改正の1つの目玉かなと思っております。

私、気がつくところでは2点、非常に大きく当時と変わっているのは、やはりJCS制度というのでしょうか、民間における校正、あるいは試験事業者の認定制度が根づいてきたというように思っております。平成5年には、その制度はつくりましたけれども、校正事業者も認定試験事業者もゼロという状態でございましたから、その制度を活用することは頭に入られなかったわけです。そういうものはないと思って、運営していかねばいけなかったのですけれども、現時点では相当根づいてまいりまして、世界と比

べましても、劣っていないというように思います。それだけの制度が日本にできましたものですから、これをぜひ活用していくと。実力を蓄えてまいりましたので、ぜひ活用していきたいなど。それが今回の提案の随所にあらわれているように思います。

もう1つは、ISO9000もそうですし、ISOの17025もそうですが、やはり平成5年以来、国際的な整合性が非常に進みましたので、当時、考えられなかったようなことが現時点では可能になっていると思います。具体的に申し上げますと、いただいております資料2の参考の4ページ、認定校正事業者、あるいは認定試験事業者が多数——校正事業者のほうは恐らく100社以上、試験事業者のほうは200社以上、日本にできていると思いますけれども、これを活用するというのいろいろな論点のところに出てまいりまして、非常にリーズナブルだと思っております。論点1もそうでございます。産総研が試験をしないと絶対認めないということではなくて、認定試験事業者、校正事業者の力を信用できる状況になってきたということでございますから、何事も産総研だけでということではないと、そういう時代になったかなと思います。

論点2に関しても、先ほどのお話で、留意すべき問題点はあるものの、この器差検定につきましても、先ほどの認定試験事業者、校正事業者の力を活用していくという時代に入ったのではないかと思います。

論点の6につきましても同様でありまして、基準器検査に対して、これは産総研オンリーがやる事業でございますけれども、そこに対して民間事業者の能力を活用していくという、やはり20年の時代の流れで、いろいろなところを改良していくというのはご指摘のとおりかなと思っているところでございます。

それから、同じ資料の8ページでございますけれども、自動はかりを特定計量器化するかどうかという論点でございます。私も今、どちらにすべきかという定見をもっているわけではございませんけれども、考えるための視点が幾つかあるかなと思っております。やはり日本の戦後の計量制度の流れとして、特定計量器の数を減らしてきたというのが一貫してあったわけでございます。これは技術進歩によるものでございまして、1年たっただけで狂うような計測器ばかりであった戦後すぐの時代から、何年たっても狂わないものがほとんどであるという状況にどう合わせていくかということだろうと思います。

そういう中で、新たに特定計量器にするかどうかですけれども、1つ論点として申し上げたいのが、諸外国ではこれが法定計量器になっていると。日本だけかどうかはわかりませんが、日本はJISも——間もなくできると思うのですけれども——これからで、

規制、あるいは規格がないという状況です。そうしますと、恐らく世界の自動はかりの市場の中で、質の悪い計量器が規制のない国に集中して入ってくるという事はありがちなことなのです。今まで日本はJ I Sもありませんでしたから、そういう状況があったのかどうか、これはちょっと検証していただく必要があるかなと。そこに対して多大な損失というのでしょうか、障害がなければ、そこにJ I Sを入れることによって、より強化されるわけですので、それでしばらく様子を見るということはあるのではないかと。特定計量器にしなくていいといっているわけではございませんけれども、1つの論点としてお考えいただければよろしいかなと思っております。

それから、最後の点ですが、そのページで水素燃料計量システムがございます。まだステーションが100カ所に至っていないというような状況というご説明がありましたが、量的な意味で、これが本当に必要かどうかです。それを今、見極めていいのかどうかというところが論点かなと思います。いずれにしろ、技術開発だけは先に進めていかないといけないと思います。いざ、特定計量器にするといったときに、慌てて技術基準がなかなかつくれないというのではまずいですし、あるいは特定計量器にしなくても、民間の自主的な規格で回すときにもやはり技術的なバックグラウンドというのは必要ですから、ここはやはり技術開発をぬかりなく進めるというのでしょうか、そして、国際標準なども絡むのであれば、日本が主導してとっていくといったような活動もあわせて進めるのがよろしいかなというような感じがいたします。

ちょっと長くなりまして恐縮ですが、以上でございます。

○内山田会長　先ほど申し上げましたが、今は視点1について議論をフォーカスしておきたいと思っておりますので、視点1の部分ではかにご意見……河村委員、どうぞ。

○河村委員　非常に幅広くて、論点も多いので、一つ一つは申し上げないのですけれども、全体的に効率化、コスト削減という面のみがかなり強調されているところが消費者としては気になるところでございまして、1つ、視点1のところで挙げるとしましたら、論点5です。i P a dのほうでは4ページで、配られた資料では6ページのところだと思うのですが、適正計量管理事業所の要件の見直しをしようということが書いてあって、今は計量士が定期的に検査とか、従業員等が計量士により指導を受けているとかあるわけですが、これが人気がないし、コストがかかるから要件を緩和したらということで、I S Oをとっていただければいいというようなこともどうかと書いてあって、その要件を緩和した上で消費者にももっとアピールしろということになっているわけです。一番大事なことは、

緩和してもきちんと公正さとか適正さが担保されるかということであって、この事業者さんがメリットを感じればいいというものではないことはいまでもないわけです。

全体としての感想だけいわせていただければ、コスト削減というようにいわれていますけれども、公正さが失われていくと、一回一回、一人一人は少ないかもしれませんが、要するに消費者が不利益を被るわけでございまして、その部分との兼ね合いがあるわけですし、あともう一方で、消費者としては、こういう計量的なことをきちんとやっていこうという事業者さんが競争に勝って欲しいわけです。ですから、これはコスト削減競争で、そこで工夫した事業者さんが勝っていく。適正さというのは一消費者ではわからないわけですから、そこそ、やはり国の行政として、公正さが失われないという視点を、それぞれの論点に必ず入れてやっていただかないと、このままですと、事業者さんのコスト削減と効率化、民間参入ということばかりにスポットライトが当たっているような気がいたしました。全体的な雑駁な感想ですけれども。

○内山田会長　　ありがとうございました。ほかにございますか。

では、視点1の部分で何か今、ここで三浦さんのほうからコメントできるものはありますか。

○三浦計量行政室長　　ご意見ありがとうございました。視点1のところでは申し上げますと、一番大事なところは、やはり適正計量を確保するということをございまして、いかに型式試験の今の仕組みを時代に合ったものにするかということで、先ほど小野委員がおっしゃられましたJCS制度、20年前にできまして、民間の校正事業者なり試験機関というものもだいぶ質が上がってきているということで、それを活用するというご意見、非常に有意義かと思っております。

一方で、先ほど小林委員がおっしゃられた指定検定機関、今、型式と検定と両方やっているわけなのですけれども、特に私どもでフォーカスをしたいのは、産総研が型式をやっている、そういう計量器につきましては、実質上、都道府県が器差検査のみをやっているわけでございまして、その部分のところをいかに民間が参入して、特にそういうはかりは全国にユーザーがたくさんおりますので、そのユーザーの利便性を確保するとともに、適正計量というものをいかに確保していくかという視点で考えていきたいということでございます。

河村委員がおっしゃられた、効率性だけに焦点が当たっているというようなご指摘、これは本当にごもつともでございまして、私ども、一番大事にしないではいけないのは、特

に特定計量器は情報の非対称性で、消費者は本当にこれが正確にはかかれているかどうかというのを知り得る立場にないわけでごさいます、そこをいかに公の力で適正計量を確保していくかということでごさいますので、私どももそういった視点を具体的に入れたもので検討していきたいと考えてごさいます。

以上でごさいます。

○内山田会長　ありがとうございます。

それでは、視点2の技術革新、社会的環境変化への対応の部分、先ほど一部、小野委員からも少しコメントをいただきましたが、視点2につきまして、ご意見、ご質問のある方いらっしゃいますか。一村委員、どうぞ。

○一村委員　名古屋大学の一村です。今、私はイノベーション戦略室というところに入りますので、こういう技術革新とか社会的環境変化というところにしっかりとした視点をもっていただいたことに、最初にお礼申し上げたいと思っています。

その上で、これから先の論点に落とすところで、基本的には社会的環境変化をどのぐらいの年限を想定しながら議論すべきかというのが一番重要なのかと思います。ご承知のように、世の中、ものすごく変わっていますので、この数年単位でも、特に日本がこれから率先して推進していこうというSociety 5.0の展開においても相当変わることが想定されます。そうすると、次の展開というか、次のこういう議論の場がいつごろに想定されるかによって、今回の論点の時間スケールが決まりますので、そのあたりを少し明確にさせていただいて、どこまでを想定しながら議論したほうがいいのかということをはっきりさせていただきたい、これは要望になります。

もう1つは、どちらかというところでは社会的な枠組みの中で整合ができていなかったものをキャッチアップするといえますか、国際的にもある程度合意されたものに対応していくというところにとどまっているわけですが、こういうイノベーションとか、新しい技術革新を日本から率先していくという観点まで入れると、現状ではある程度使われていないものについても、技術的な自信があれば、そういうものを公的な枠組みの中に入れるべきだと思います。この中でいうと論点7で、スマートメーターについてはOIMLでも議論があまり行われていないという書き方になっていますけれども、そういうものこそ日本が率先して、世の中に対して、世界に対して引っ張っていくべきです。そういう枠組みの構築の仕方といえますか、視点の置き方をある程度論点の中に明確にさせていただければいいかと思います。

以上です。

○内山田会長　　ありがとうございました。

どうぞ、葛西委員。

○葛西委員　　視点2のところの、先ほどのスマートメーターの話でございますけれども、ユーザー側からみましたら、このスマートメーターというのは非常にウエルカムな内容ではないかと思わせていただいております。私たち、家庭内のエネルギーに関しましては、コストと環境面という意味で非常に関心がございます。しかし、その数字が明らかに伝わってこないというか、自分たちの生活の中でどれぐらい使っているのかというのがわからないと、なかなか前に進まないというところがあります。このスマートメーター化によって、環境とコストというところでの情報が一体化することによって、非常に家庭内のエネルギーコストの効率化というのが進むのではないかとと思わせていただきました。ウエルカムな内容だと思います。

○内山田会長　　ありがとうございました。ほか、よろしいですか。

では、この部分で三浦さん。

○三浦計量行政室長　　まず一村委員からご指摘のございました、どれぐらいのタームの視点を考えているかということでございますけれども、これは審議会本委員会でございますので、冒頭、10年ぶりというお話もございましたが、そんなに頻繁に開かれるものではございません。一方で、この下の部会につきましては、部会にもよりますけれども、毎年開いているようなものもございます。この技術的なイノベーションは、やはり定期的に頻繁に見直していくべきところを議論するといったことが必要でございますので、審議会のところは中期的な視点で将来の計量行政のあり方をご審議いただきまして、その中には短期的な視点を幾つか入れておきまして、その短期的な視点ごとには部会で審議するといったようなことが可能ではないかということでございます。

それからスマートメーターの話は、これは葛西委員からご意見がございましたけれども、やはりユーザーからすると、自分たちがどういったものをどれぐらい使っているかというのを、電力も水道もガスも特定計量器になっていますので、全体がみえるということが多分、生活をしていく上では一番重要な視点なのだろうと思います。一方で、セキュリティというのは大事ですので、そこのところは非常に技術的な検討が必要でございますので、それは産総研の力をかりることになるのですけれども、さらにはアメリカや欧州にも産総研と同じような機関がございますので、こういったところと協力しながら、国際的な取り

組みとして、セキュリティを確保しつつ、どうやってこの計量の世界を進めていくかというのを具体的に話を進めていきたいということでございます。

以上です。

○内山田会長 ありがとうございます。

それでは、最後の視点3の規制・規定の再整理・明確化の部分につきまして、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願ひします。

○松村委員 日環協の松村でございます。論点の9の(1)と(2)についてお話しさせていただければと思います。この2点、是が非でも必要だなというような印象をしております。

(1)の機器の見直しや区分の細分化のほうです。現状、昔の法律にのっかって新しく出てきた項目を継ぎ足しているというような状況かと思ひます。かなり苦しい内容で、例えばその分析をするのに必要な機器というように書いてあったり、全体を見直すのは難しいかもしれませんが、もしかすると、ここでは必要な装置なり機器だけ書いておいて、また別途規定とかつুক্তたほうがいいのかなどという印象はもっておりますが、ここは必要だということと考えております。

論点9の(2)ですが、この技術的要件の整理やガイドライン等の設置、これもぜひ必要だと思ひます。現状、各都道府県で指導内容が全く異なるということと、指導できる方もいないケースが多いと認識しております。ガイドラインなどをつくるのと同時に、例えばそういう技術がわかっている人がいないとできないことなので、育成するとか、育成が難しいようであれば外部人材を利用できるようなシステムとか、そういったものをあわせて考えていく必要があるかなと思ひました。

もう1点、論点10のほうで、(1)と(3)、似たような内容だと思ひますけれども、先ほど出ておりましたように、国際化というか、ISOの17025など、これはできるようにしていかなければいけないですし、一部免除とか、いい方法だと思ひます。ただ、懸念するのは、各国、こういった規格に対応しているといいつつ、各国のレベルは相当な開きがあると。私、ここ15年ぐらい、他国でこの仕事をずっとやっているのですが、日本というのは工業製品もそうですが、その基盤となるデータを出す技術力というのは圧倒的に高いと肌で感じております。こういう状態で、世界共通の規格だけでオーケーということにしてしまうと、逆に日本にとってのデメリットもあるのかなと強く、日ごろ感じておまして、こういった点を含めて、官民一体となって、ビジネスも考えつつ、日本で

イニシアチブをとれるような枠組みというのを考えていく必要があるかなと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○内山田会長　ほかにございますか。

河村委員、どうぞ。

○河村委員　i P a dのほうの8ページで、紙の資料だと9ページ、論点10です。先ほどの私の視点1の意見とも似通ってしまうのですけれども、論点10は、(2)と(3)は私が読んでも、これはぜひそうすべきではないかという内容が書かれていて、特に(3)などは計量証明検査について、本来求められるものに見直すと書かれているのですが、でも(1)に、I S Oをとっていれば証明検査を免除していいのではないかなとなっているので、質が上がるのか、下がるのか、よくわからないというとおかしいのですけれども、簡単に何か免除するという方向で、計量証明事業者のことでございますし、(1)から(3)の流れというのは読んでいて気になるものでございます。

以上です

○内山田会長　ありがとうございました。ほかによろしいですか。

では三たび三浦さん、お願いします。

○三浦計量行政室長　視点3のところは、これは二十数年たっている中で見直すべきところは何かということ挙げておりますので、この機会にぜひいろいろなことをやっていきたいと思っておりますけれども、計量証明事業者は、これは環境規制を守っているかどうかというところを分析する、非常に大事な機関でございますので、やはり河村委員がおっしゃられたとおり、I S Oをとっているからといって、この検査を免除するという、書きぶりはこのようになっていますが、私、口頭では「一部」というように申し上げまして、ここところは慎重に考えるべきというように、私どもも考えております。具体的に今後、議論をさせていただきたいと思えます。

○内山田会長　ありがとうございました。まさに今、皆さんの理解が同じレベルに、だんだんできてきているということと、ご意見とかご懸念とか、あるいは要望とか出ましたので、こういうご意見を踏まえながら、今後、どのように進めるかということが議題の3でございますので、次の議題、今後の審議の進め方というものを説明いただきながら、そこら辺の理解をしたいと思えます。説明、よろしく願いいたします。

○三浦計量行政室長　それでは、i P a dの資料3「今後の審議の進め方について」を

ごらんいただけますでしょうか。

まず1. の今後の審議の進め方でございますけれども、この論点、21ほど出ておりますけれども、計量法の見直しの論点、非常に技術的かつ専門的な審議を行う必要があります。このため、この計量行政審議会の本委員会から、その下の基本部会のほうに審議を付託することとしたいと思います。基本部会におきまして、今日、挙げました3つの視点の整理に沿って、さらに詳細な審議を進めることとしたいと思います。この基本部会は答申案を作成いたしまして、その後、この計量行政審議会本委員会におきまして、答申案を審議して、正式な答申とすることとしたいと思います。

2. でございますけれども、具体的なスケジュールでございます。基本部会を6月10日、この1回目だけ日にちが決まっておりますけれども、その後、3回程度を7月中旬までに開催いたしまして、答申案を作成いたします。その後、計量行政審議会を8月上旬を目途に開催いたしまして、議決までを目指したいと思っております。この答申につきましては、その後、パブリックコメントを経た上で正式なものとなります。

なお、この計量行政室におきましては、この答申に基づきまして、平成29年4月を目途に必要な改正等を行うという予定にしております。ちなみに、その後ろ、1枚めくっていただきますと、基本部会のメンバーがついてございます。今回の委員の中の8名の本委員の方に加えまして、専門委員・臨時委員の方々9名を今、選出してございます。この委員の方々で答申案を作成していただくということでございます。

以上です。

○内山田会長　ありがとうございます。

何かご質問ございますか。

審議会と基本部会と二段構えになりますが、委員の皆様には基本部会の方に入って、個々のご議論にもご参加いただきますので、そこで議論していただいたものを最終案として、もう一度審議会で審議をするという手はずを今、ご説明いただきました。このような進め方で、見直しについて答申案をつくっていく作業につきまして進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

本日の議題は以上でございますが、その他の議題に進みたいと思います。ここまで一通り審議を行ったこととなりますけれども、今、視点ごとに分けたりしてやりましたので、

全体的な議論や、その他の議論として、皆様何かご意見ございましたら、お受けしたいと思えます。

<意見なし>

ありがとうございました。ないようですので、今後の事務的な手続につきまして、事務局の方から説明をしていただきます。

○三浦計量行政室長　それでは、7月から8月ごろに再度、計量行政審議会を開催する予定でございます。その際には日程調整をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願い致します。また、審議会開催前にこの答申案を事前に私どものほうでご説明させていただきますので、その際にはよろしくお願い致します。

以上でございます。

○内山田会長　ありがとうございました。

以上で第1回の計量行政審議会を終了とさせていただきますが、本当に今日は皆様から、それぞれのお立場ですとか、あるいはこれまでのご経験をもとにした広い視野に基づいたご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。これからしばらく作業ということになりますが、そちらの方もどうかよろしくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。

——了——

お問合せ先

産業技術環境局 計量行政室

電話：03-3501-1688

FAX：03-3501-7851